

第三十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十六号

昭和三十五年四月七日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事足立 徳郎君 理事小山 長規君

理事坊 秀男君 理事山下 春江君

理事山中 貞則君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君 理事廣瀬 勝邦君

嶋田 宗一君 黒金 泰美君

西村 英一君 濱田 幸雄君

古川 丈吉君 毛利 松平君

久保田鶴松君 栗林 三郎君

堀 昌雄君 横山 利秋君

松尾トシ子君

出席政府委員

法制局参事官 野木 新一君

(第二部長)

大蔵政務次官 奥村又十郎君

大蔵事務官 小原 孝次君

(主計局法規課長)

大蔵事務官 木村 秀弘君

(主税局税関課長)

委員外の出席者

検事 河井信太郎君

(刑事局刑事課長)

専門員 坂井 光三君

四月一日

委員嶋田宗一君辞任につき、その補

欠として今松治郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員今松治郎君辞任につき、その補

欠として嶋田宗一君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

一般会計の歳出の財源に充てるため

の国有林野事業特別会計から繰入

入金に関する法律案(内閣提出第七

号)

特定港湾施設工事特別会計法の一部

を改正する法律案(内閣提出第五九

号)

国家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○植木委員長 これより会議を開きま

す。

一般会計の歳出の財源に充てるため

の国有林野事業特別会計から繰入

金に関する法律案、特定港湾施設工事

特別会計法の一部を改正する法律案、

国家公務員等退職手当法の一部を改正

する法律案の三法律案を一括して議題

といたします。

質疑の通告があります。これを許し

ます。堀昌雄君。

○堀委員 特定港湾施設に関する法律案に

関連いたしまして、二、三質問をいた

します。本日は大体三つの点について

質問をいたしたいと考えております。

最初に法制局の方にお伺いをいたし

たいのですが、前回も委員会でもちよ

と質問いたしましたけれども、行政行

為というものは法律に基づくことは当

然でございます。その法律の解釈適用

については、いろいろ内閣法制局の意

見もあろうかと思いますが、もしこれ

が裁判となつて判例が出ておれば、そ

の判例があらゆる解釈適用の考え方に

優先するものだといふふうに私は考え

ますが、その点についての法制局のお

答へを願いたいと思います。

○野木政府委員 判例と申しまして

も、実はいろいろありまして、一番権

威のありますのは最高裁判所の判例と

なる判決、そういう意味の判例であり

ます。これは法律の解釈を最終的にき

めるものであります。それが確定

しましたならば、行政庁としてはそ

の解釈を尊重してそれに従うというの

は、今の憲法の建前からいふならば

きものだらうと存じます。

○堀委員 最高裁判所の判例はもろもろ一

番確定したものだと思いますが、上訴

審が二審において行なわれて、高等裁

判所において行なわれて、そこで判決

が下されて、それに対して検察側とし

て上告をしていないという事例がもし

あるとすれば、その二審における判決

は、当然最終審の判決であるという限

りにおいては、やはり最高裁判所の判

例と同等の効力を持つというふうに私

は考えますが、そこはいかがでござい

ましようか。

○野木政府委員 純粋に理論的に考え

ますと、高等裁判所の判決のことは、

その事件に對しては最終的の判決に

なるわけでありまして、しかしながら、

他の同種の事件がありまして、他の高

等裁判所で何かそれに違つた判決をす

ることができるといふと、これ

は場合によつては必ずしもできないわ

けではありません。そうすると、そこ

に高等裁判所同士の判決の食い違いと

いうものが生じます。そういう場合

には、それを統一するのが結局最高裁

判所、そういうことになるわけであり

ます。そういう意味合いにおきまし

て、高等裁判所とかその他下級裁判所

は、最高裁判所の判例というほど最終

的の權威というものはないのでない

かと存じます。

○堀委員 もちろん二つの高裁におい

て類似の事例について二通りの判決が

あつたという場合については、あなた

のおっしゃる通りに、そのいずれが最

終審の判例であるかということを含め

るわけにはいかない。しかし、そうい

う事実がない場合、前提をよく確認

をしていただきたい。そういう事実が

ない場合、第一の場合、第二の場合に

その問題について検察側が控訴上告を

していないという二つの事例が明らか

にされておる場合における第二審の判

決は、これは、その次に他の高等裁判

所において、あなたのおっしゃるよう

な、それに反する判例が生ずるまで

は、少なくとも最高裁判所の判決に準じた

權威のあるものとして、法律解釈の適

用をそこに求めるべきである、こうい

うふうに考えますが、どうでしょう

か。

○野木政府委員 非常にむずかしい問

題でありまして、訴訟法の上告審のと

ころの規定の解釈の問題になると思

います。刑事訴訟法四百五條以下に上告

の規定がありまして、これで見ます

と、高等裁判所が第二審の判決をし

た、そして、憲法違反、あるいは最高

裁判所の判例と相反する判決をした、

あるいは最高裁判所の判例のない場合

に高等裁判所の今までの判例と相反し

た判決をした、こういう場合には上告

をするということになっております。

そうしまして、今度は、最高裁判所の

判決といたしましては、四百五條にお

きまして「上告裁判所は、第四百五條

各号に規定する事由があるときは、判

決で原判決を破棄しなければならな

い。」すなわち、前に他の高等裁判所

した判決、または最高裁判所の判例に違反

する判決をその高等裁判所がしたとい

う場合には、一応四百五條で上告事由

になつております。そうして、普通の

場合には、普通の判決として破棄しな

ければならない。ところが、四百五條

にただし書きがありまして、「但し、

判決に影響を及ぼさないことが明らか

な場合は、破棄しない。また、第二

項で、四百五條の第二号または第三号

によりまして、これがむしろ問題に

なると思ひます。今の場合において

は、前の高等裁判所の判例に相反した

判決を高等裁判所がしたという場合に

は、四百五條でありまして、「第四百

五條第二号又は第三号に規定する事由

のみがある場合において、上告裁判所

がその判例を変更して原判決を維持す

るのを相当とするときは、前項の規定

は、これを適用しない。」という規定

がありまして、Bの高等裁判所がした

判決は、さきにAの高等裁判所がした

判決に反する判決であるけれども、最

高裁判所が審議した結果、どうもさき

にした高等裁判所の判決が悪くて、あ

とでしたBの方の高等裁判所の判決の

方がやっぱり正しいという場合には、

今の四百十条第二項の規定がありまして、「上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。」すなわち原判決を破棄しない。前の高等裁判所の判決に反するもののBの高等裁判所の判決を破棄しないで、そのBの方の高等裁判所の判決を維持する、そういう場合があるわけであります。

○堀委員 私、何ったことに直接答えておられませんか、簡単に答えていただいたらよろしい。私はこまかい法律論議をここでやろうと思つていない。原則的な、常識的な判断に基づいた話をここでしていいのですから……。

私がお尋ねしたのは——あなたが、二つの違つた高裁の判決があつた場合には、それは確定しないのだ、最高裁によらなければ確定しないと云われただけですね。片一方にAという高裁の判決があつて、今度はBが違つた判決を出した場合に、いづれが判例として正しいかということ、最高裁の判決を待たなければわからないことだとおつしやう。私もそうだと思う、そういうことがあつたとすれば、しかし、事實は、Aという判決が下されて、その他にはそれに反する高裁の判決がない。一つしかないのです。いいですか。その案件については一つしかない場合に、検事側としては上告をしなかつたために、そこでそれが決定されたわけですね。最高裁まで行かなくて決定された。そうすると、その決定を行なわれた裁判があつてから、次に何らか他の二審の高裁で同じ問題について違つた判決が出るまで、ある

いは何か問題が起つて最高裁の判例が出るまで、その間に限つては、法律解釈としてはそれに基つかなければならないのではないのか、こういうことを私は聞いています。だから、上告の問題を聞いていますのじゃないのです。高裁の判決の権威と有効な範囲を聞いています。

○野木政府委員 私の説明申し上げたのは、結局そこに関連するから申し上げたわけでありまして、なお端的に申し上げると、裁判所の判決というものは、その事件についてのみの拘束力しか持つていないわけでありまして、しかしながら、その解釈は、裁判所が事実を非常に慎重審議して、しかも法律解釈もあらゆる点から吟味してきめたのであるから、おそらく他の裁判所、下級裁判所、高等裁判所、最高裁判所もその判決に従うだろう、そういうことが予想されるので、従つて、行政官庁も、それに反する解釈をする、またあとで問題になつて、裁判になると負けてしまふ、そういうことがありますので、結局それを尊重していいということになるのでありまして、高等裁判所の判決に、他の人々とか国家機関とか他の裁判所が、法的に、じかに拘束される、そういう効力はないわけでありまして、ただ尊重していくという実際の機能はあるわけだろうと思ひます。

○堀委員 憲法の七十六条には、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」とあります。そうすると、司法権に属する行政行為の解釈について、今あなたのおつしやるように、憲法に明らかに、司法権は裁

判所に属すると書かれておるその権限を、行政庁の一方的解釈によつて、次にそういうことを起こした場合に、裁判をして負けるかもしれないからやらないなどという、消極的な範囲に理解するのですか。司法権というものは、それほどこまかいもので、行政権は司法権に優越するところもおつしやるのですか。今のあなたの発言は私はどうしてもそう受け取れる。

○野木政府委員 私は、純理的に、法的に申し上げておるのであります。そして、司法権は最高裁判所その他の法律裁判所に属するといふその司法権は、ある事件が起つて、その事件に対する判断をする、法律解釈を適用する、そういう場合には、最終的な権限は裁判所に属する。その場合に下した判決、法律解釈、それはどの程度効力を有するかといふと、法律的にはその事件についてその当事者を拘束する、そういう効力しかないわけですね。そして、行政官庁がそれと異なる解釈をするといふたつて、これはもう明らか

に、それに反する解釈をすれば、すぐ訴訟になつて負けてしまふから、そんなばかな解釈はしないわけです。他の裁判所だつて理由は同じであります。ただ純粋理論的に言いますと、高等裁判所の判決だからといって、それに反する解釈をするそのこと自体が法律違反だといふ問題ではないのじゃないかと存じております。その行政官庁の解釈が間違つていたために、そのことが法律違反になるということはまた別問題ですが……。

○堀委員 解釈をすることは私は自由だと思ひます。しかし、そこに法律解釈を明示したある高裁の判決が出たと

しますと、それはある事件に対する判決ではあるけれども、その事件に関する法律解釈を伴つた一つの判例として見るのが私は常識だと思ふ。そうすると、その判例が出ておるにもかかわらず、そういう判例に反する——解釈をすることはいいですよ。しかし、解釈をして、それを行政の運用の上で実施せしめるような指示行為を行なうことになつた場合には、それは、なるほど法律論だけから見れば違法かどうかは別として、法治国の法律を運営する常識論から見れば許されるべきではないと思ひます。これはどうですか。

○野木政府委員 純粋の法律論から離れまして、結局妥協論、適当論という問題になると思ひますが、その場合においては、私は、具体的な事件はちつとも知りませんが、全く抽象的に議論しておりますが、たとえば高裁の判決にまつて法律解釈を示した、それに対して検事は上告しなかつたというの、その理由は、検事がその法律解釈を全面的に承認して、全くそれは正しい、自分の方のつた解釈は間違つておつたとか、あるいは審理の過程において間違つておつたことがわかつたといふ意味で、上告しない場合もあるでしょうし、法律の解釈は多少問題点もあるかもしれないが、しかし、事件全体から見まして上告するだけの価値がないと思つて、上告しない場合もあるわけでありまして、問題のあるのは前者の場合で、法律的に全く自分の方の考えは間違つておつた、これはどう見ても高等裁判所の解釈通りだ、きわめて明白だといふので上告しなかつた場合には、おそらく高等裁判所の解釈が他の異説をいれないほど明

白な場合で、そういう場合には、おそらく行政官庁だつて当然それを尊重していく。それに異なる通説とか解釈などをしても結局通らない。通らないといふことは、事件になつて最高裁にいったときに負けてしまふ。そういう意味でそういう解釈はとらない。それは当然そうなると思ひます。高等裁判所は、たくさんあるといつても、非常に権威ある裁判所でありまして、多くの場合、裁判所が解釈を出すときには、あらゆる学説などを参照して、練りに練つて判決を出すわけでありまして、から、よし最高裁判所だつてもたまたまは破れることがあるにしても、普通の場合にはそれを尊重するのが当然であります。しかしながら、法律の解釈というものはなかなか微妙な点がありまして、ある高等裁判所ではその事件が通つても、他の高等裁判所あるいは最高裁判所の判例の傾向と申しますか、他の事件については、そうでもない。場合によつては違ふ解釈も、誤判ぐらいのところはありさうだ。もし他に事件で同様な解釈をしたならば、堂々と争つて、さらにその判例を改めたいといふ場合もあるわけでありまして、そういう場合でありますから、結局、妥協論といつたしましては、その判決の解釈が異説をいれられないような明白なものであるかどうか、まだ何か別の考えも取り得る余地があるかどうか、そういうことにならうかと思ひます。しかしながら、原則論をいたしましては、高等裁判所の判決が出た以上は、よほどのことがない限りは、やはりそれを尊重していくというのが、普通の信義であり、行政官庁の普通の態度じゃないかろうかと思ひます。

○堀委員　そこでちょっと問題を具体的にいたしたいと思えますけれども、事件は昭和三十三年六月二十六日に神戸地方裁判所において一審が行なわれた。そこで、これは何か船陸交通違反、関税法違反の疑いがある、税関の監視部員がその沖仲仕某なる者を税関の審理課というところへ強制連行しようとしたところが、他のそういう沖仲仕の者が出てきて、その税関吏に対して暴行を加えた。そこで、その暴行を加えた事実が公務執行妨害であるということ、この第一審は公務執行妨害という判決が行なわれた。二審の高裁においては、これは公務執行妨害とは認められないという判決があった。その後検察側は上告をしなかつた。現在は少なくとも昭和三十四年五月四日大阪高等裁判所において判決の言い渡しがあつて、以後はそれに関する判例はない、こういう事実があるわけだ。

そこで、私はこれは次官の方にお伺いをいたしたいのでありますが、ただいまちょっと原則論を法制局から伺つたわけですが、最終的に高裁の判決があつて、その以後において他の判決、最高裁の判決がないという場合、そうして検察側は上告をしない、それが最終審として一応決定しておる。ただ被告の側が上告をしておるという事実があるんですね。そういうときに、大蔵省の方で蔵税第一三三七号、昭和三十四年九月十日、大蔵省税関部長木村秀弘という名前で下部に文書がおろされております。この文書について私はいろいろ疑義があるので伺いたいのでありますが、まず根本原則として、そういう判例があるにもかかわらず、い

ろいろの判例の中に書かれてあつたことを含めて、しかしわれわれはそうは考えません、公務執行妨害だから、今後はこれに基づいてやれという達を出しておるわけです。これはしばしばここでも問題になります、特に私どもが行政官庁に要望したいことは、法律の定めというものは、大体においてある局限が定められている。その局限を越えてはならないということは、行政官庁の建前は、常にその局限ぎりぎりを行使してもいいということではないと私は思うのです。私は、その局限というのは、今は高裁の判決がその法律の解釈についての局限だと思つて、その局限を越えた行政のあり方を行政官が下部に対して指導をするという考え方は、常識論からいって行政官庁としてあるまじき行為じゃないか、こういうふうに考えるのです、一つ次官の基本的なお考えをお伺いいたします。

○奥村(又)政府委員　私としてもまだ問題の具体的な詳細なことを承つておりませんので、はつきり御答弁はいたしかねますが、今の神戸高裁の判決に対して上告を検事がしなかつたということは、法律の解釈の上で高裁の決定を承認したというのではなしに、法律解釈以外の事実認定ということで問題があつたようであります。法律の解釈において税関なり行政機関が間違つておつたということが明らかであれば、これは、お話の通り、高裁の解釈の通りに行政機関の方でも指示を改めていかなければならぬ、かように思います。このようなことは、昨年も、当委員会において、国税庁の所管で税の執行の面における青色申告の取り扱いに

おいて、高裁ではつきり判決があつたにもかかわらず、国税庁は態度を改めなかつたということで、委員の諸君が取り上げられて、いろいろ検討した結果、国税庁の方も高裁の方針通りに理由の付記を正確にやつていく、また当委員会においてもそれを明確ならしめるために法律改正をいたした、こういうような事例もございます。法律の解釈については御趣旨の通りにいたすべきである、基本的にはかように私は考えます。

○堀委員　そこで、「達」の中に関連して少し具体的なことを伺いたしたいのですが、全部読み上げるのもなかなか大へんなので、要点だけを申し上げますと、

税関職員が関税法違反現行犯人の検挙に伴う職務執行に対する妨害、暴行事件について、昭和三十四年五月四日大阪高等裁判所において、公務執行妨害罪の成立を否定する判決の言渡があつた。

なお本件は同月七日弁護人側から上告の申立がなされている。

この問題については、税関職員の行方関税法違反事件の調査に重大な影響を及ぼすものであり、これが上告について、法務省、最高検察庁において慎重に検討されたが、次の様な理由から、本件については上告がなされなかつたものの様である。

(理由)
(1) 上告審においては、事実関係は、原則として控訴審の事実認定に拘束されるのであるが、
(2) 現行犯逮捕であるか否かの点についての控訴審の認定は消極的と解される。(第一審判決で

は「関税法違反現行犯人を逮捕する為の身柄連行を妨害しよう」と企てたとなつてゐる。)

(3) 任意同行であるか否かについても、控訴審で任意性に疑があると認定されている。

(控訴審判決中で「本件は任意の同行の範囲を逸脱し、半ば強制的に連行した場合に該るから関税法第一一九条に規定する職務の執行に當らない事明白である」と述べてゐる。)

従つて、本件については、現行犯逮捕又は、任意同行のいずれを前提としても上告が困難である。

(2) 判例違反がない。
しかしながら、税関職員の関税法違反事件現行犯人の検挙に伴う職務執行の解釈については法務省、最高検察庁とも協議した結果、ここからが重要だ。

税関部としては、一応下記の様な結論を得たので、御し知の今後この種の妨害があれば、公務執行妨害として、取り上げる事とし犯則調査に従事する職員にも、充分、説明周知方取り計らうと共に、当面の問題として、現行犯人を検挙した場合の逮捕又は逮捕しない場合の身の処置等の運用に當つては法律解釈を明確にし、且つ、その執行には、確固たる態度と意識をもつて、臨む様、手続法の習熟、職務執行上の技術的教育訓練について充分留意ありたい。

こういふふうにありますけれども、税関部長、これに間違いありませんね。そこで、次に、「記」として「税関職員が関税法違反現行犯人を発見し、

これを現行犯人として逮捕し連行する事は、公務執行妨害罪における「公務員の職務の執行」に該当する。」という断定をここで一つ下しておる。「この点について、税関職員が職務上犯則事件の現行犯人を逮捕し、これを連行する権限を認めた規定がないから、税関職員が行う現行犯人の逮捕は私人の資格で行う逮捕であり、私人の資格において、逮捕する者がたまたま、公務員の身分を有するからといって、これを「公務員の職務の執行」と認める事は出来ないとする消極説があるが、税関部においては、次の様な理由から積極説を採る。」そこで、今のような消極説があるからといって、これは単なる「説」なんというものではないと思つたのです。

高裁の判決がある一つの解釈を下して、公務執行と認めることはできないとする消極説があるが、「税関部においては、次の様な理由から積極説を採る。」これは、高裁の判決というものを一つの「説」として、そういう議論があるのだ。――学者が何か発表したという程度の「説」としてなら私はわかる。しかし、少なくとも現在の法治国家の中で、第二審である高裁における判決が単なる消極説などというところで片づけられるような考え方の中に、私は、行政官としての、何というか、自分たちなら何でもできるという考え方、その片鱗が現れておると私は思うのです。

そこで、「イ、税関職員は関税法により同法違反の犯則事件については、調査権を有するから、現行犯人を逮捕しこれを連行する行為は一面においては、私人の資格においてなされる私人逮捕であると共に、「一面においては

第一類第五号　大蔵委員会議録第十六号　昭和三十五年四月七日

調査権行使に伴う職務行為である。従つてこの面から該行為は「公務員の職務の執行」に該当するものと考える。「これは一面においては私人の資格における逮捕である、こういうことを言つておるのですが、片面からはそれが調査権の行使に伴う職務行為である。ここに私は問題があると思う。調査権の行使という職務行為の内容は、こういう形で法律の規定がされていない。何ら規定されていないにもかかわらず、勝手に該当するものと考え、このことは、法律の定めておる範囲を逸脱して、定めなければならない。この前からしよつちゅうここで議論になったのですが、定めがないからやれるのだというところに私は通じておると思ふ。

次に、「なお、上記の説の外、税関職員が調査権を行使する為に行う現行犯人の逮捕及び、これに伴う連行は刑事訴訟手続上は、私人逮捕に該するとしても、かかる行為は、税関職員の当然の職務行為であるから、単なる、一人の逮捕行為と評価すべきものではなく、公務執行妨害罪の規定によつて刑法上保護されるべき公務員の職務の執行」に該当するといふ積極説もある。」積極説もあるではなくて、積極説を自分の方で利用しておるわけですが、そこで、法律的に見ると、現行犯逮捕といふことは明らかに法律として認められる。しかし、これは、この連の中でも明らかにしておるように、「現行犯逮捕の場合、刑事訴訟法第二十四条の規定により直ちに、これを検察官又は司法警察職員に引き渡さなければなら

ない事になつてゐるので、こういうふうにはつきり自分の方で認めておる。「この場合、審理課本部に連行するといふ事はあり得ない。従つて、もし、この様な取扱を規定した内規等があれば改める事」といふふうに書いておるところを見ると、税関の考え方も、現行犯逮捕というものは、刑事訴訟法第二百四十四条の規定により、直ちにこれは司法警察職員または検察官に引き渡さなければならぬことになつてゐるのだ、という解釈をとつてゐる以上は、これは私人逮捕であるといふことをこの連の中ではつきり認めておるわけだ。認めておるから、これによつて検察官または司法警察職員に引き渡さなければならぬのだといふことをみずからここに書いておることは、私人逮捕であるといふことをはつきり認めておつて、しかしまたこういう面もあるのだからといふことを前段で書いておる。ここに私は非常に問題があると思ふ。

さらに、「現行犯逮捕の手続によらない身柄の拘束、強制連行はあり得ない。」といふふうにその次に書いてある。「従つて、被疑者が任意同行に応じない場合又は、逃走のおそれがある場合等においては、逮捕の必要性の有無を適確に判断し、必要があると認められた場合には、逮捕をしろ。これは明らかに現行犯逮捕という刑事訴訟法第二百四十四条の規定を頭の中に考えて書いておる。こういう事実だと思ふ。だから、ここでは、こういうふうなことで、「税関職員が関税法違反現行犯人を発見し、質問等の調査を行う為現場より審理課事務室まで任意に、同行を求め、これと同道する事は、公務執行妨害罪におけ

る「公務員の職務の執行」に該当する。」といふふうに言つておるけれども、これについては、判例は明らかにそういふことは認められないのだといふこと、これは明らかだ。そこで、この文書は、もしも判例もくつつけておられおるから、判例との関連において、この判例を無視して、公務執行の考えでどしどしやれといふ指示をしたといふことに、われわれはこれは理解せざるを得ない文書なんです。だから、こういうふうに具体的に判例のいろいろ文章を引用して、なおかつしかしこの判例にはわれわれは従わないのだといふこの考え方というものは、私は現在の行政官庁のあり方としてはいさゝか行き過ぎではないかといふふうに考えるのですが、これについて、今申し上げた点、急なもので御理解いただけない点もあるかもしれませんが、次官はどのようにお考えになつておりますか。

○奥村(又)政府委員 この文書はここにおります税関部長木村君が出した文書でありますので、私も実は今読み上げていただきましたが、十分頭に入りませんし、一つ出した張本人から御答弁を申し上げることにさせていただきます。

○木村(秀)政府委員 先ほど法制局の方からお話がございましたように、高裁の判決に対して検事が上告をするかどうかという判断の基準として、二通り考えられると思つてございます。一つは、その判決の内容が法律的に見て明白である。明らかに検察側の法律解釈が間違つておつた。従つて、これは上訴して最高裁で法律問題を争つても

とつてい勝負目がない。勝ち目がないといふとおかしい言い方になります。が、法律的に完全に破れたという場合に上告をしない場合と、それから、もし一つは、法律的には疑いがある。しかし、その事実認定が、最高裁は御承知のように法律審でございまして、事実認定は下級審にゆだねられておりますので、その基礎になる事実認定について高裁の解釈に対して争ひ気持はないといふために、法律的には疑いがあつても上告をしない場合、こういう二つの場合があるかと思ひます。それで、今御質問の場合は後者の場合でございます。判決理由を讀みますと問題点が二つあるかと思ひます。一つは、この事件が現行犯逮捕であるかどうかという点でございまして、これは、税関官吏が逮捕をいたしまして、しかもそれを税関の審理課に連行いたしております。現行犯逮捕でございまして、刑事訴訟法第二百四十四条以下によつて、司法警察職員に引き渡さなければなりません。ところが、この場合は税関の審理課に連行いたしておりますので、これは現行犯逮捕ではない。法律上言へば現行犯逮捕ではないのだという面が一点ございまして、それから、もう一つは、しからば任意同行であるかという点になりますけれども、この場合にはその被疑者が逃走を企てております。それを實力でもつて連行しておりますので、これは任意同行でもないとはいふことで、現行犯逮捕でもない、かつまた任意同行でもないといふ点について高裁が判断を下してあります。これに対して、もし逆に考えまして、現行犯逮捕をしたにもかかわらず、その職務の執行行為が妨害をされ

た、あるいは被疑者が任意同行に応じなければ、第三者が現われてその被疑者を拉致したとか、あるいは税関の職員に暴行を加えたとかいふような場合でございまして、これはまさしく法律解釈の問題でございまして、おそれなく上告をいたしましたに違ひない。われわれは法務省、検察庁、最高検と御相談をいたしましたけれども、そういう議論が出たのでございまして、もしそういう場合になおかつその税関職員が行爲が公務でないという判決でございまして、これは上告をいたさなければならぬ。しかし、今申し上げましたように、これは現行犯逮捕でもなければ任意同行でもないといふ前提に立つての判決でございまして、上告はしなかつた、という経過になつております。

それで、ただいまの、この通達の中に、調査権行使に伴う職務行為である、一面では私人の現行犯逮捕であるが、一面では職務行為であるといふふうに断定しておりますのは、関税法百十九条以下に、税関職員が犯罪事件についてはいろいろ調査権を持ち、あるいは犯罪を防止、検査するための法的な手段が認められておる以上、これは私人が認められてゐる以上の法的ないろいろな行為を認められておるわけでございます。これは明らかに私人の行為とは違ふのだといふ点を強調いたしたわけでございます。それから、先ほどお話しになりました刑事訴訟法第二百四十四条の規定によつて、もし現行犯逮捕ならば引き渡さなければならぬじゃないかというお話でございまして、これは明らかに法律上はその通りでございまして、従来のよ

うにこの判決の基礎になった事実にございますように、現行犯逮捕をしたのが税関の審理課へ進行するというの、明らかで手続上間違いないのである、従って、現行犯逮捕をしたからには、現行犯逮捕として刑事訴訟法の規定に従って司法警察官に引き渡すべきであるという点を、間違いないように指導したつもりでございます。そういうことでございまして、今の上告しなかつた理由が、法律的に一点の疑いもないという理由で上告をきらめたものではございせんので、その点を一つ誤解のないように御理解をいただきたいと思ひます。

○堀委員 実は、これは上告をされておりますから、おそらく最高裁においてもこの問題については何らかの判例が出ると思ひますから、私は、その最高裁の判例を待つて、またあらためて問題にすればいいと思ひます。ちよつと念のために申し上げておきますが、その判決文の中には「関税法第一九条乃至第一三六条の諸規定によれば税関職員が関税法上の犯則事件のため必要があるときは、犯則嫌疑者もしくは参考人に対し、出頭を求め、その他質問、検査、留置、一定の制限下における臨検、捜索若しくは差押等の処分をなす権限を有していることは認められるけれども、税関職員が職務上犯則事件の現行犯を逮捕する権限を認められた規定はこれを発見できないのである、しかし現行犯は何人でもこれを逮捕することができるのであるから税関職員といへども現行犯を発見したときは、私人の資格においてこれを逮捕できることは論をまたないところである。けれどもこの私人の資格におい

て逮捕する者がたまたま公務員の身分を有するからとて、これを目して公務員の職務の執行に該するものとは到底認められないし、又神戸税関監視部長の命により内部的に実施せられていた職務分掌規程中に税関職員が犯則事件の現行犯を認めたとときは、犯人に対し同行を求め得る定めがありとするも、これはとつて以て公務員の法令上の職務の根拠とも解し得られないのである。こゝういふふうに明らかに判決文に明示をされておるのである、これだけの法律解釈が明示されておるその判決を、今あなたのおっしゃつたやうなことで上告しなかつたかどうかがこの点については、私はいささか疑義がある。しかし、これは今ここで見解の相違を争つたところでしやうがありませんから、問題は最高裁の判決が下つてからあらためて私は論究しようと思ひけれども、ただ、問題は、こゝういふ事件を通じて流れておるあなたの方のものの考え方を、私は少し反省をしてもらわなくては困るのではないかとこのやうなことであります。私がもし税関部長であるならば、私はこゝういふことは出さない。こゝういふ判例があつた、そこでこの問題は目下上告をされておるから、いづれ最高裁において判例が出た際には、あらためてそれに基ついて正しい指示をする、しかし、その間において、少なくともこゝういふ問題の判決例もあるから、過激のないやうな取り扱ひをすべしと云ふことがしかるべきであつて、その判決を乗り越えて、最終審の判決がまだないから、それはなるほど決定的なものではないといへるにしても、もし最終審の判決でやはりこれと同じ解釈が出たとしますれば、あなた

の責任はどうしますか。そこを一本聞きたい。

○木村(秀)政府委員 これは税関職員の関税法上の犯則事件に対するこゝういふ行為が職務行為でないといふことになりまふと、非常な問題でございまして、通常の、法律を離れた常識論としても問題でございしますが、法律論としても、たとえばかりにこの現行犯の犯人を逮捕したところが傷害を受けたといふやうな場合に、これが公務上の傷害でないといふやうな結論になりますと、これは税関職員の士氣に非常に影響するばかりでなく、おそらく最近の凶悪な犯則事件、密輸等の検査に對しては致命的な打撃があるものと考えられるわけにございまして、万が一最高裁判所においてこれと同一の内容を有するやうな判決、たとえば現行犯逮捕の場合でも、これは私人の行為であつて、職務上の行為ではないといふやうな判決が出たことになりましたならば、申し上げたやうに實際上の影響も非常に大きいものがあると思ひますので、あらためて法律案を提出いたしまして、警察官職務執行法における同じやうな、これが確実に職務行為であるといふ法律を作つていただく必要が起るのじやないかといふふうに考えております。

○堀委員 実は、私はここで今のお話を聞いて非常に問題が起ると思ひます。これは、税関職員の行なうべき権限の範囲と司法警察官の行なうべき権限の範囲を、あなた方は少し混同してはおられないかといふことであります。なるほど、その現場においては起るいろいろな問題については、一番先に税関職員がその衝に当たるのは当然であるけれども、しかし、現在の日本の憲法の建前からすれば、基本的には、司法権といふものは、その末端は司法警察官の範囲に属するものであり、あるいは巡査とか、そういう系列の範囲に属するものであつて、あなたの今の考え方からするならば、税関の監視職員なるものは、ともかくも司法警察官と同様の権限を持たない限りは何もできないといふ意見に通じてくると私は思ふ。今の警職法と同様なものを持たなければならぬのだといふことになれば、これは現行法の建前といささか違ふ観点に立たなければ、そういう議論は出てこないのではないか。だから、私は、何も密輸犯人を見のがしていいとか何とか、そういうことを言つておるわけではないけれども、少なくともその観点においては税関の監視職員の行なうべき権限と範囲と、司法警察官の行なうべき権限と範囲といふものは、そこで違つてはあつても、やはり明らかにしておかねばならぬ問題ではないか。もしあなたの方のやうなことをやるならば、今度は、なるほどそれが事件になるやうな場合ならばいいけれども、税関構内においては、監視職員といふものは絶対的な権限を持つて、何かあれば片つ端からすぐ逮捕だとかなんとかいふことが行なわれる道を開くものとなる危険があると思ひます。だから、問題は、そういう人権を不当に制限することのないやうに法律は定められておると私は考えるので、こゝういふ考え方については、やはり税関職員の職務の範囲と、司法警察官の職務の範囲といふものを明確にして、こゝうして問題を処理するといふ考え方の上に立つべきではないか。今の考え方

で行つて、もし最高裁でこゝういふことが出たら、今度は警察官と同様の権限を税関職員に与えてもらふやうな法律改正をするのだといふやうな方向の考え方が正しいかどうか、私ははなはだ疑問がある。そういう点で、ものの考え方として次官はこゝういふふうにお考えになるか。私は、やはり現行の法律の範囲で行ない得ることを、それ以上になつて行ない得るところに無理があるのだから、現行の法律の範囲の中で行ない、そして問題がある場合には、司法警察官の協力を求めればいいのであつて、それを、司法警察官の協力によらないで、自分の方で何でもかんでも相当程度やろうとするところに、この問題の非常に危険な要素を含んでいる、こゝういふふうに思ひますが、そのところはいいかがでございしますか。

○奥村(文)政府委員 私は、委員諸君とともに今の御質問の内容を承りまして、税関職員の責任と権限において、法律の規定に少し不備があるんじゃないかといふ感じがいたすのであります。と、こゝういふのは、現行犯をつかまえた、が、それは私人の行為であるといふ裁判所の解釈であるとすれば、それじゃ第三者が現れてそれをまた妨害されて、現行犯を逃がされた場合には、税関職員は公務執行妨害を受けたのではないといふことになる。お聞きのとおり密輸業者の中などにはずいぶん悪者な者もおりますので、おそらく税関職員は完全な職務を執行することができないんじゃないか。これは犯則取り締まりの税務職員にも同じやうなことが言えるが、税務職員にはある程度司法権も委任されておると思ひます

ので、こういうことを考え合わせまして、法律に不備があれば改正しなければいかぬ。私も実は神戸税関に四、五年前に視察に参りまして、その問題だけではないに、関税法等について、取り締まり上非常に不備があるということとを痛感していますので、今びたつと御答弁を申し上げることはできませんが、よく御趣旨の点を検討いたしまして、もう少しはつきりした御答弁を次会にお答え申し上げたいと思います。

○堀委員 今の問題は御検討いただくようですが、ただ私が触れたいことは、今の逮捕することの問題とかいろいろ問題よりも、高裁の判決が出たら、それにかぶせて、すぐ通達として、それは消極的な意見もあるけれどもなどという態度に問題があるという点を特に私は問題にしておるのである。執行妨害だとかなんとかいう事実問題よりも、そういう通達のあり方を問題にしておるという点は御理解をいただいておりますか。

次に、非常におかしな事件がありましたのは、これはまた神戸税関なんです。昨年年末に——私話を聞いてみますと、税関職員というものは、昨年から少し早く休めるようになったようです。が、なかなか休みがもらえない。三十一日ぐらゐまで働かされる。公務員ですから、普通な二十九日から三日まで一般的な慣行として休んでいるというところになっておるのかかわらず、税関職員だけは年末ぎりぎりまで仕事があるということ、その組合の方が少し早く休めるようにしてくれという話し合いが一昨年からは行なわれて、一昨年のときには、来年からは非常に早くちゃんと休めるようにしたいという何

か官側の回答があったにもかかわらず、昨年も十一月中旬になって、依然としてそういうふうな問題が進捗をしない。そこで、神戸税関の組合の組合長何か、文書で、業者に対して「つ、二十六日ぐらゐで手続を終わって、もう一回という文書を出した。ところが、その文書を出したことが不当である」ということで、この委員長は何か文書による訓告という処分を受けて、昇給が停止をされたという事実が実はあるのです。これは、聞いてみますと、今度は全税関の委員長である人がやはりそういう文書を出しておるというので、この四月一日からは昇給停止処分を受けた、こういう事実があるようです。それについて私よくわからな

いのは、問題は二つあると思います。その二つというものは、現在の税関業務というものが、私ちよくと調べてみましたら、最近非常にふえて参りました。これは輸出、輸入がふえておるということ、国の政策としては、ことに望ましい方向だと私は思いますが、人間的な方向は一向にふえておらないというのが実情である。私これは数で調べてみたのですが、神戸税関について見ますと、業務、鑑査というところが特に税関における通関事務及び仕事の実際の伸びを調べてみたのですが、昭和三十三年から三十四年に

対して一人当たりの件数の伸びというのは、神戸税関で約二二%、正確には二一・八%、名古屋税関でも一五%の伸びを示しておる。おそらく今後貿易の伸長に伴ってますますこの問題は幅をきわめてくるだろう、こういうふうに第一に考えるのです。ところが、さらに調べてみると、この通関のいろいろな処理というものは、月間を平均して行なわれておるのじゃなく、月末に集中する傾向がある。これはいろいろな積み荷の関係やあるいは為替の関係その他の関連で、いろいろと行政指導もされておるようだが、月末に集中する。その月末も特に十二月の年末に集中するという傾向が特に強いという一つの事実があるわけである。この事実をどうするかという問題も一つあると思いますが、ただそういう実情の中で、年末ぐらゐは一つ休みたいというの、日本の一般の慣行上から見て、当然なことじゃないかと私は思っています。にもかかわらず、これまでは、管理部門は別として、その他の業務のものは年末といえども休めなかったという実情にあったので、これを休ませてくれという要求は、私は必ずしも不当な要求ではないと思う。それについていろいろと交渉をしておたけれども、官側としては十分な交渉に依拠していない。いよいよこの問題になったら、とたんに、何か執行委員は六名で、面会時間は一時間限ってなら会わなければならない、これを会わぬと言ふ。神戸税関の方では、この年末年始の休暇の問題を始めたら、そういう問題は別個に持ち出されたというので交渉がはかばかしておる。やむを得ずそういう文書を出した、出したところが、処分をされて昇給が停止した、こういうことなんです。そこで、調べてみると、別に業務を阻害したわけでもないし、何にも実害というものはどこにも与えていない。にもかかわらず、何か文書による訓告処分というものが行なわれた。税

関部長、これは一体何に基づいてそういう訓告処分が行なわれるのか、そしてその昇給停止ということは、どういう法律の根拠に基づいて行なわれておるのか、それをちょっと伺いた

○木村(秀)政府委員 事実はただいまお話しのとおりでございます。ただ問題は、委員長が外部の業界、各商社に出しました手紙の内容でございまして、この手紙の内容を読みますと、自分たちの希望、年末年始は休みたい、協力を願うというふうな単なる希望の表示を願うというふうな内容ではないと思

た、十二月二十九日でございますが、以降から正月の三日までの間は一切の税関業務を行なわないことに決定いたしました、こういう内容になっておるわけでございます。ということは、結局、外部の人から言わせると、税関でもって一切の業務を行なわないことにきめた、窓口へ行つても仕事を受け付けてもらえないのだという誤解を与えるというふうになりかねないのでございまして、われわれ税関の方、あるいは税関の方にも、業界の方からひんびんとして暮れに問い合わせがございまして、こういうふうな文書が回つてきたが、一体それはほんとうか、税関はもう十二月の二十九日以後は仕事を受け付けないというのかどうか、これは事実かどうかというふうな問い合わせがひんびんと参つておりました、その結果、われわれも、そういう文書が出されておるということがわかつたわけでありまして、それと、御承知のよう

に、関税法の建前としましては、休日あるいは日曜あるいは執務時間外であつても、臨時に開庁を申請する者があるときには受け付けなければいかぬというふうに、税関は、特別に船の出入り、航空機の出入り等の関係がございまして、執務時間外の執務というところが法律上義務づけられておりますので、ましてや年末年始に仕事をやらないことがきまつたという誤認を外部に与えたというところは、税関の職員としての仕事のしぐらから見ても非常にまずいということ、何らかの処置をとらなければいかぬ、しからば公務員法上の戒告、減給あるいは懲戒、免職というふうな重い処分をすべきかどうかというところになります、必ずしも、今仰せになったように、すでに実害を与えておるというところまではいっておりません。これがほんとうに罷業行為であつて、実際に仕事をしなかつたというところになりますと、公務員法上の問題が起きて参りますけれども、未然にそういうことを防止しまして、業界に對しても、これは組合の希望を言つたものであつて、多少表現において行き過ぎておつた、実際はそういう仕事を年末年始にやらないということではないのだということを説明いたしまして、結局実害が起きなかつた関係上、公務員法上の処分をするにも至るまいというところで、一応文書によつて厳重に注意をする、いわゆる従来の行政官庁の慣例にありますが訓告処分をするというところにしたわけでございます。

それで、第二段の問題としまして、文書による訓告をした場合に昇給を延ばすかどうか、これはどういふ根拠があるのかという御質問でござい

ますが、これは、大蔵省の官房でございまして昇給の基準としましては、成績

優秀なものを昇給させる。いわゆる昇給は期限がくれば自動的になるというものではございませんので、期限がきたものの中から成績の優秀なるものを昇給させるという規定がございます。従来、従前の慣例としましては、そういう訓告を受けたものにつきましては昇給を延滞するという取り扱いになっておりますので、今の場合はそれと同一の取り扱いをしたわけでありまして、

○堀委員 第二段の昇給のことをちょっと伺いたのですが、大蔵省の官房で昇給をさせる基準は、今あなたの方では成績優秀なるものを昇給させるという一つの規則を出しておられる。それはあとでその規則を見させていただいたのですが、やはり皆さん方は国家公務員を扱っておられるのだから、少なくとも人事院規則の範囲を逸脱してはならないと私は思います。そうすると、人事院規則で、昇給の運用についての通達というものが昭和二十三年十月四日給美甲一四四号で出ておられますが、この中で、昇給させないものは、勤務成績判定期間において停職、減給あるいは戒告処分を受けた職員ということが明記をされておいて、それ以外についてはルールとして昇給を差しとめる理由はないというふうに入人事院は通達を出しておられるにもかかわらず、大蔵省が単独でそういうことをきめたという法律の根拠はどこにございますか。

○木村秀政府委員 ただいまの人事院規則の問題でございますが、人事院規則には、昇給を停止する、いわゆる無条件に停止することのできるものを列挙してあるわけでございます。それからその列挙された以外のものは必ず

昇給させなければならぬかどうかという点になります。これは必ずしもわれわれが解釈したとおりではない。昇給することができるといふ規定になっておまして、たとえば昇給原資の問題から有資格者であっても昇給ができない場合もありましょうし、あるいは各省の認定によりまして成績がよくない、あるいはそのほか重過失があったというふうな場合に、必ずしもそういうものを昇給させなくてはならないという点にはなっていないかと思ひます。いわゆる昇給させることができるというところでございまして、もちろん非常識な基準でもって昇給基準を作るといふことは問題であります。が、一般的に常識的な範囲の基準は各省にゆだねられておるものと思ひます。

○堀委員 そこで、私は、問題があると思ひのは、あなたの方は成績優秀とあるいは過失があるとかいふことを今例証されたのですが、それは公務員としての勤務の範囲内に関するものであつて、組合の委員長として行なつた行為と、その本人が公務員として行なつておる問題とは、おのずから区分をしておるべき問題である、私はさう考へるのです。特に問題が、さうお話しのように明らかに職務上の問題として、人事院通達にあるように、停職、減給または戒告処分を受けるというふうな職務上の問題に関連をしておるならば、これは私も何をか言わんやです。しかし、そうではなかつて、明らかに認められておるこの職員の団体であるところの組合に属して、たまたまその組合の決定に従つてある行為がされて、なるほどそれは委

員長名で行なつたかもしれないけれども、それは、委員長が、個人として、あるいは公務員としてのものとして、自分がやっておる仕事そのものとして、行なつた行為を、あなたの方の方は、行政上の処分ではないのだという格好をとりながら、何か内規によるこの問題で処理をするといふことは、私はいささか行き過ぎではないかと思ひます。ちよつとここで文書を読み上げますが、あなたのおつしやつたこととこの文書の内容はいささか違ふのです。あなたは、今、二十九日から三日までは業務をしません、だから受付はできないのだといふふうなことをきめたと思ひて、私達は、本年は全税関統一して他の公務員並みに、二十九日より三日までの休暇は完全に休むことを決定致しました。要するに、これらの人間が、組合の中でこの間は休みたい、休むといふことを決定した。どうか皆様方におかれましては、種々の困難もあろうかと思ひますが、私達のこの決定に御協力下さいまして、混乱を避けるため本年中に輸出入の許可を必要とする申告書類については十二月二十六日の執務時間中までに窓口へ提出されるようお願い致します。この程度の文書であつて、税関は業務を取りやめまうとか、取り扱いませんといふことではなかつて、組合員の立場としては休まずといふことをきめたのは、これは何ら税関行政の問題にしておるのではなく、組合員が、二十九日から三日までみんなが休んでおること、われわれも休みたいのだから休みますといふ通

知を出したにすぎない。それを、あなたが今おつしやることでは、さうではなくて、業務をしないのだといふふうな格好の通知をしたように言つておられるが、事実と相違をしておる。この程度のことを出したら、そういう文書による訓告をして、昇給はすぐストップさせるというところは――私は、労働組合といふものがあるのは、やはりいろいろな行政をうまく運営をしていくために、それらの個々の者と官側が話し合いをするわけにはいかないから、組合といふものが法律によつて認められて、そこでそれらの代表と皆さんの方で交渉することによつて、行政事務を円滑ならしめる目的で、労働組合といふものは置かれておると私は思ふ。その円滑ならしめるために置かれておる組合の諸君が、この問題について話し合いをして申し入れをしておる。これまでは十五人の執行委員みんなに会つていたにかかわらず、突然として、この年末の休暇の問題が出てきたら、それから六人を限つてでなければ会わない、時間は一時間以上は会わないといふような制限をつけたのです。なぜ制限をつけないならぬのか。こゝろふうなことは公務員にとつては当然だと思ひ、日本の慣習として二十九日から三日までみんな休みたい、管理部門は休んでおるといふ実情の中で、税関だけは忙しいのだから、何とかこれは配慮してくれといつて前々から話が出ておつて、その話し合いをしたといふ言つたら、そういう制限を片方だけつける。そしていつまで時

間がたつてもなかなか話し合いが再開できないので、やむにやまらずこゝろ文書を出して協力を要請したら、

税関行政を何か混乱に陥れたとして処分をして――訓告の注意を与えることは、その範囲はやむを得ないと思ひます。やむを得ないが、実質的な被害も何も起こつていないのに、みせしめのために昇給停止をしてやるという態度では、やはり民主的な行政を阻害する方向にいくのではないか。

最近つと話を聞いてみると、最近、特に税関行政においても、強権をもつて労働組合を圧迫しようといふような空気が各所に見えておる。たとえば、この間参議院で問題になつたやうであります。ある執行委員を目ざして、密輸の関連事件ではないかといふことで、非常にきびしい追及をした。事実はどうもさうでないといふことがわかつて、今はそのまゝになつておるが、特にさういふ組合役員に対して、何か意図のある行為がいろいろと散見されるというところは、私は、やはり民主的な行政を運営する点においては、少し反省してあらわれないと困るので、是非かと思ひ、あなたの方が力で押せばそれだけで済むものではない。力で押せば、下もやはりそれに對して力でも対抗しようといふことになるのが世の中の筋道であつて、やはり官側も被用者の立場に立つていろいろ考慮を払つておけば、当然また組合の方でも協力すべきことは協力するというのが、人間関係としては望ましい姿ではないかと思ひ、一方の上から圧力を加へ、それによつて何らか自分たちの意図をやつていこう、あるいはさつきちよつと触れましたやうに、非常に仕事も忙しくなつておる。その中では、やはり仕事も忙しいが、それに伴つては、われわれの方では、こゝろい

七

うふうにして、皆さんの努力に報いた
という考えがあるならば、私はあ
る部分のそういう労働の過重に對して
も、必ずしも税關職員が反對をする
とは思わなければ、労働は過重に
し、休暇をどういう格好で人並みにし
てくれといえ、それはなかなか応じ
ないし、たまたまやむにやまれず文書
を出したら、これは訓告で昇給停止に
する。何か言え上からたいていけ
ばそれで済むという考え方は、円滑
な行政は運営できないのではない。
特に現在の地点に立つて、貿易の伸張
が叫ばれておるときですから、やはり
定員の問題を含めて、大蔵省はこれら
の職員が不当な状態で労働に従事す
ることのないように留意してもらいた
いと思ひますが、まずその前に行なうべ
きことがあるのではないか。行政上の
いろいろの指導にしても、その他現在
の地点でも行なえることがあるのでは
ないかと思ひますが、それを行なわ
ずして、要するに力によってこれを何
とか切り抜けていこうという考え方は、
この際改めてもらわないと困るのでは
ないか、こういうふうに思ひます。
そこで、そういう問題について、次官
のお考えを承りたい。

○奥村(又)政府委員 ただいまの堀委
員の御意見につきましては、全く理路
整然として、私どもも非常に参考にな
ります。また考慮すべき点が多々あると思
ひます。私も、政務次官として大蔵省
部内に入りまして、今お話しのような
点を実は痛切に感じております。税關
部の労働組合に対するやり方はまだ詳
しく調べておりませんが、国税庁にお
ける全国税などに対するやり方に徴し
ましても、どうも労働組合が勤務条件

について話し合ひをするという組合の
目的に對して、もう少し役所と申しま
すか、政府側も勤務条件のことをお互
いに話し合つて、できるだけよくし
て、そのかわりにしっかりと行政をや
つていってもらうという、もう一つ何と
いいますか、熱意と申しますか、態度
が足りないのではないか。特に、私
は、個人として株式会社その他を経営
しておられます、個人的な会社あるい
は事業会社と比べると、政府の公務員
を使つていくという、ちよつと言葉は
悪いが、公務員を働かしていく政府の
態度は非常にまずい点が多いと思ひ
ます。もつと待遇を考え、あるいは公
務員宿舎をふやす、あるいは徴税費そ
の他の経費も必要なものは見る、その
かわりにもつとしっかりと働かせるとい
うことをしなければならぬですが、
その点が欠けておる。ただいま具体的
にお示しになりました神戸税關のこと
につきましても、お説の通り組合とし
て年末の休みは休みたい。しかし、こ
れは詳しい事情はわかりませんが、ま
ず税關部内で上司に話をして、外部に
對するのとはあつていただくべきだ
と思ひます。上に話をするのも、い
や六人に限るといふふうなことで、話
しにくいというところで、上が力を押
えるなら、下も力で向かうというふう
なことで、どちらもどちらになるので
困つたものと思ひますが、全くお説の
通りの事情があるかと思ひます。す
で、これは一つ部長その他よく相談
して善処したい。ただいまのお話
しのように、組合長のやつたことを公
務員の行政上の処罰と同じようなこと
をやつたのでは、これは組合を育成す

ることには全くならぬので、そうい
たあたりが固々あつたように見受けま
すので、それじゃ組合を健全に育てて
いく道じゃない。これは全く私は同感
であります。一べんよく部内と相談し
てみたいと思ひます。

○堀委員 私どもが考えておること
と一致した次官の御答弁をいただき、
大へん私満足いたしました。ところが、
後とも今の御答弁の趣旨に沿つて、一
つ国税、税關その他大蔵省の各職員組
合が、やはり官側と対等の立場で交渉
ができ、ざつとばらんにお互いの話し
合いができるような条件を官の側では
とるような――これは税關に限らずに
せん。大蔵省職員全般に通じて、そう
いふ態度で官側は接するように御指導を
特にお願ひしておきたいと思ひます。
以上で終わります。

○植木委員長 ただいま議題となつて
おります三法律案中、一般会計の歳出
の財源に充てるための国有林野事業特
別会計からする繰入金に關する法律案
についての質疑はこれにて終了いたし
ます。

○植木委員長 なお、本法律案に對し
ましては討論の申し出がありませんの
で、直ちに採決に入ることといたしま
す。

採決いたします。本法律案を原案の
通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、本法律案は原案の通り可
決いたしました。

ただいま可決いたしました法律案に
關する委員会報告書の作成等につぎま

しては、委員長に御一任願ひたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さよう決しました。

なお、明八日午前十四時四十分より皇
居及び大宮御所を視察に参ることに
なつておりますから、多数委員諸君の
御参加をお願いいたします。

次会は来たる十二日午前十四時三十分
より開会することとし、これにて散會
いたします。

午後零時十六分散會

〔参照〕
一般会計の歳出の財源に充てるため
の国有林野事業特別会計からする繰
入金に關する法律案(内閣提出第七
号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕